

働き方改革関連法実務講座

主催：一般社団法人茨木労働基準協会

後援：茨木労働基準監督署

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日より、順次施行されることが決まりました。

「働き方改革関連法」、特に、労働基準関係法令の改正について、正しく理解し、制度を導入していくことが必要です。

そこで、今般、茨木労働基準監督署のご協力を得て、下記のとおり、関係政令、省令、通達等を踏まえた実務講座を実施することといたしました。

この機会に、「働き方改革関連法」を、是非、学んでいただき、働き方改革が目指す環境づくりを進めていただきたいと存じます。

日 時：平成31年2月25日（月）午後1時30分～午後4時30分

場 所：茨木市福祉文化会館302号会議室

茨木市駅前四丁目7-55（TEL072-623-3962）

交通のご案内 JR茨木駅東口から東へ徒歩8分 阪急電車茨木市駅西出口から西へ徒歩8分

定 員：100名（先着順）

参加費：無料

内 容：①労働時間法制の見直しについて

- ・ 残業時間の上限規制について
- ・ 「勤務間インターバル」制度の導入について
- ・ 割増賃金率の引上げについて
- ・ 労働時間の状況の客観的把握について
- ・ 「フレックスタイム制」の制度拡充について
- ・ 「高度プロフェッショナル制度」の新設について

②産業医・産業保健機能の強化について

③雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について

- ・ 不合理な待遇差をなくすための規定の整備について
- ・ 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化について

④その他

『働き方改革関連法実務講座』参加申込書

事業場の名称 _____

所在地 _____（連絡先電話番号 - - ）

氏名 _____

申込先（茨木労働基準協会事務局）FAX番号 072-621-5763

Eメールアドレス ibaraki@rouki.org

※ご記入いただいた個人情報は、当セミナーに関する連絡以外には使用いたしません。

※ テーマに関してご質問等があれば下欄にご記入ください。(平成31年2月18日まで受付)

【内容】

送付先 一般社団法人 茨木労働基準協会事務局

FAX番号 072-621-5763
Eメールアドレス ibaraki@rouki.org